

統合失調症の刑事責任能力

【文 献 種 別】 判決／大阪高等裁判所

【裁判年月日】 令和 5 年 3 月 20 日

【事 件 番 号】 令和 3 年（う）第 956 号

【事 件 名】 公務執行妨害、強盗殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件（千里山交番警察官襲撃事件）

【裁 判 結 果】 無罪

【参 照 法 令】 刑法 95 条 1 項・243 条・240 条後段、銃砲刀剣類所持等取締法 31 条の 18 第 3 号・22 条

【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25572797

立正大学教授 友田博之

事実の概要

被告人は統合失調症に起因する妄想の影響で、犯行当日に突然、山中に潜伏しているはずのない松田優作（故人）とスティーブン・セガールの殺害を思いつき、それを実現するために警察官の拳銃を強奪しようと考えて、強奪を容易にする目的で交番に虚偽の事件通報を行った（いわゆる「誘い出し」事案）。それを信じて現場臨場しようとしていた被害者の警察官に対し、被告人は未必の殺意を持って左胸部等を刃渡り約 17cm の出刃包丁で多数回突き刺し、その拳銃を強取したが、翌日山中で休息しているところを確保された。被害者は右肺上葉部の摘出を伴う肺損傷や左内胸動脈等を損傷する全治 6 か月以上の重傷を負ったが、一命はとりとめた。

判決の要旨

原審の大阪地裁は、被告人が本件各犯行当時、統合失調症の影響により心神耗弱の状態にあったとして、懲役 12 年を言い渡した。

これに対し大阪高裁は、「責任能力の有無、程度を判断するに当たっては、犯行動機及びその形成過程を含む犯行の一連の経過全体に対し、精神障害による病的体験全体がどのように影響したのかということを、全体的、総合的かつ具体的に検討することが必要かつ相当である。」としたうえ

で、本件被告人は犯行時及びその前後において、周囲の状況を的確に判断し、これを踏まえて臨機応変かつ合目的な行動を行い、あるいは自身の行為の善悪を判断する精神機能を有していたが、その精神機能は、統合失調症に基づいて形成された動機、目的と一体化し、これを強力に推進する方向に作用し、残された精神機能によって犯行を思いとどまることを期待することはもとより不可能であったと考えられ、全体的、総合的に観察すれば、被告人は統合失調症による病的体験に直接支配されて、行動制御能力を喪失していたと評価すべきであるとして、心神喪失の状態にあったとし、無罪を言い渡した。

判例の解説**一 精神障がい者による拳銃強奪事件**

本件は、統合失調症の急性期にあった被告人が、妄想の少なくとも強い影響下で、警察官を襲って重傷を負わせ、その拳銃を奪ったという強盗殺人未遂等被告事件である。

統合失調症や自閉症スペクトラム障害（以下、ASD とする）等に起因する妄想に支配され、またはその強い影響下で、警察官から拳銃を強奪するという事件は近年でも数件発生している。かかる事案においては、①他の犯罪に使用するために、一般国民が所持を禁止されている拳銃を警察官から強奪するという目的及び手段の危険性や、拳銃

が一般国民に向けられるおそれが強調されたり、②警察官への攻撃は国家権力に対する挑戦（テロ行為）であると短絡的に直結されたりすることで、特に犯行の発覚段階で必要以上に市民の体感不安を煽るような報道がなされることもある¹⁾。

精神障がい者が警察官を襲撃するという本件類似の事案としては、統合失調症の影響下で警ら中の巡査にナイフで襲いかかり重傷を負わせて拳銃を強取し、同じく統合失調症による被害妄想によって以前から恨んでいた被害者を射殺したという事件で、被告人が公判開始後に刑事訴訟法 314 条 1 項にいう「心神喪失の状態」となって 26 年間にわたり公判が中断した後、行為時にも心神喪失であったことが認められた京都地判平 8・11・28（判時 1602 号 150 頁）や、ASD の影響下で了解不可能な動機から、警察官の拳銃を強取して警察官ら 2 名を殺害するなどした被告人に対し、原審は ASD の影響を量刑上考慮して無期懲役としたが、その判断には重大な事実誤認があるとして差し戻した名古屋高金沢支判令 4・3・24（判時 2557 号 80 頁）、奪った拳銃での自殺を企図して警察官を襲撃したが殺害するには至らなかった被告人に対し、ASD の影響を量刑上考慮して懲役 12 年を言い渡した名古屋高金沢支判令 2・7・7（LEX/DB25566501）、措置入院中の統合失調症患者が警察官を殺害した事件で、心神耗弱とされた事案（公式判例集未掲載）²⁾ などがある。当然ながらこれらの事案のなかに、テロ行為や無差別殺人と認定されたものはない³⁾。

二 統合失調症と刑事責任能力

統合失調症が、刑事責任能力の要件の一つである「精神の障害」に該当する代表的な精神疾患であることに争いはなく、統合失調症に患っている被告人の刑事責任能力は刑法 39 条の中核に位置する問題である⁴⁾。この点かつては、是非弁識能力や行動制御能力といった刑事責任能力は自由意思に基づくものであり、形而上学的・哲学的な次元の問題であるから、経験科学的に回答することは不可能であるとするいわゆる不可知論の立場から⁵⁾、統合失調症のような「真の精神病」と認められる場合には「原則として無条件に責任無能力」とすることを裁判上の慣例（Konvention）にすべきであると有力に主張されたこともある⁶⁾。しかし、精神障がい者に対するノーマライゼー

ション運動の進展やコミュニティケアへの移行、向精神薬療法の進歩、操作的診断基準の普及等が進んだ現在の刑事責任能力鑑定においては、前提として可知論的アプローチをとることが要請されている⁷⁾。とはいえ刑事責任能力が、行為時すなわち過去の一時点における判断能力の有無・程度についての判定であることからすると、行為時の精神状態を完全に把握するのはなお不可能であるため、行為が統合失調症の急性期に行われた場合には、被告人の判断能力は全般的に低下していて、心神喪失や心神耗弱に該当する可能性が高いことが「事実上ゆるやかに推定される」と考えるべきであろう⁸⁾。本判決も引用する重要な先例である最判平 20・4・25（刑集 62 巻 5 号 1559 頁）はこの点を重視し、精神障害の「診断が臨床精神医学の本分であることにかんがみれば、専門家たる精神医学者の意見が鑑定等として証拠となっている場合には、鑑定人の公正さや能力に疑いが生じたり、鑑定の前提条件に問題があったりするなど、これを採用し得ない合理的な事情が認められるのでないかぎり、その意見を十分に尊重して認定すべき」とした。本件判決は（基本的には原審判決も）、この 20 年判決を受けたものである⁹⁾。

三 本件へのあてはめ

本件は強盗殺人未遂等被告人事件という重大事案であるが、公判前整理手続の段階から、被告人が本件行為当時、その刑事責任能力に影響を与える統合失調症に患っていた点に争いはなく、争点は責任無能力であったか（A 鑑定）、それとも限定責任能力であったか（B 鑑定）に絞られていた。原審の大阪地裁は、あらかじめ交番の勤務体制についてインターネットを検索したうえ、自身のスマートフォンを用いずに公衆電話から虚偽の 110 番通報を行っていることや、通報の際の音声記録によって認められるやり取りも自然で、犯行の前後を通じ、拳銃強奪という目的達成のため臨機応変で合理的な行動を取っていることなどから、B 鑑定を採用して限定責任能力であったとした。これに対し大阪高裁は、20 年判決を引用しつつ以下のように述べた。すなわち、①原審は立証責任の観点からもまずは、より被告人に有利な A 鑑定を採用できない合理的理由があるかどうかについて検討しなければならなかったが、A 鑑定を具体的に検討することなく、被告人にとって不利な B

鑑定を主たる判断材料としつつ、両鑑定を対比する方法によりA鑑定の信用性を評価した（B鑑定が信用できるとの結論を先取りして、これに反するA鑑定を排斥した）、②B鑑定を採用できない合理的な事情の有無を具体的に検討しなかった（A鑑定が採用できないからB鑑定が採用できるかのような論法でB鑑定を採用した）点において、20年判決の趣旨に沿ったものとはいえないとした。さらに、③被告人が合理的な計画性を持って犯行に臨んだような（虚偽通報を始めとする、実行行為と密接に関連した準備行為がなされている）場合であっても、全体的、総合的に観察すれば統合失調症による病的体験に直接支配されていたために、行動制御能力を喪失している場合があるとした。

犯行の計画性とそれに基づく合目的な事前行為は一般に、責任能力を肯定する方向に作用する要素とされるが¹⁰⁾、絶対的な基準というわけではなく¹¹⁾、従来の裁判例においても統合失調症（精神分裂病）は、「道德感情の低下ないし情意の鈍麻に病気本来の症状があり」、この道德感情の低下のため、「殺人行為という目的には抑制がほとんど作用しない一方、精神分裂病であっても損なわれていない知的能力は、その犯行目的のために、右の如き一見周到な計画性を生み出すのであり、その犯行は、不自然な着想と確実な行動の連続であるが、着想の尋常でない点に注目すれば、その精神障害の深さに気がつくが、行動が秩序立っている点だけを注目すると、精神障害の程度はそれほど重篤でないようにも見え、精神分裂病による犯行には、そうした不一致が見られる」と明確に述べたものがある¹²⁾。

この点は20年判決でも、いわゆる「二重見当識（double orientation）」として検討されている問題である。二重見当識とは、妄想等による誤った見当識と、正しい現実的な見当識が併存することをいい、慢性の統合失調症患者に典型的に見られる症状である¹³⁾。この二重見当識を持つ患者にとっては、精神病的現実こそが本来の現実であり、現実世界は仮象の世界に過ぎなくなる¹⁴⁾。20年判決では、10年以上も全く接触のなかった元雇い主から再三電話等で嫌がらせがあったという、妄想による根本的な認知の歪み（誤った見当識）を前提とすると、それをやめさせるという目的は達成不能であるものの、現実生活をそれなりにこなし、行為の前後では合理的に見える行動をして

いる点（正しい見当識）との併存が問題となった。そして20年判決は、この併存を二重見当識によって説明することは可能で、それは精神医学的にも相応の説得力を備えているとした¹⁵⁾。

本件でも同様に、山中に潜伏している有名俳優らを殺害するというおよそ実現不可能な目的と、警察官を襲撃する際の合理的で正常と思われる態度の併存が問題となる。この点に関してA鑑定は、「被告人の行動には、犯行の遂行という目的に沿った行動に見える部分もあるが、被告人のそもそもの目的は、幻聴や思考吹入による命令で、勝尾山にいるスティーブン・セガールと松田優作を殺しに行くことにあり、行動の根本となる動機・目的・基盤が完全に精神病に基づくもので、本人の意思が全く関与しないものである以上、その上にある行動にも本人の意思はなく、あくまで見せかけにすぎない。これは、司法精神医学上『見せかけの了解可能性』と呼ばれているものである。表面上正常に見える行動をしていることと、自分の意思で行動する力が残っていることは大きく異なる。被告人は、元々あった幻聴、幻視、妄想、思考吹入、させられ体験、連合弛緩等の統合失調症の症状が犯行前に一気に悪化し、一見すると目的に従った行動をしているように見えるが、犯行の目的自体が次々と変化したり、内容も奇異で行動も滅裂な中で妄想に従った大きな目的の達成のために経緯として本件犯行が発生した」と説明したが、大阪高裁は、被告人に有利なA鑑定について、「十分に尊重すべきものである」とした。

四 結語

本判決は、裁判員制度導入以降増加している、第一審の責任能力に関する事実誤認を理由に控訴審が破棄し被告人に有利な判決となったもの¹⁶⁾の一つである。本判決は事例判決ではあるものの、21年決定が改めて確認したとされる、最決昭59・7・3（刑集38巻8号2783頁）以来の伝統的な総合判断の枠組みを守りつつ、20年判決の趣旨に忠実かつ丁寧にあてはめを行っている。そこではとりわけ、誤った見当識と現実との乖離の程度や本来の人格との疎遠性、行為後もなお病的体験に支配されていた事実などが、20年判決の差戻審と結論を異にした点といえる。

●——注

- 1) 例えば、後述する名古屋高金沢支判令4・3・24において、公判ではそのような事実は認定されていないにもかかわらず、事件発生当時の、地域の複数の住民からの声として、拳銃強奪は付近にある小学校を襲撃するためではないかとする記事がある。週刊朝日オンライン限定記事 (<https://dot.asahi.com/articles/-/114844?page=3> (2023年11月5日閲覧))。この点に関する朝日新聞2018年7月3日朝刊35頁によれば、事件の前日に付近の学校を襲うという内容のメールが、県警と朝日新聞社に届いたという事実はあるが、被告人の関与は不明である。
- 2) 大曲清『暗黒との対話 精神鑑定事例集』(忘羊社、2019年) 247頁以下。
- 3) 本文中で紹介した事案の動機はいずれも、妄想に支配されていて了解不可能なもの、あるいは怨恨が犯行動機であるが、殺意にまで至った原因が妄想によって形成されたというものである。いずれも妄想により、現存しあるいは架空ではあるが特定の個人に殺意が向けられており、いわゆる拡大自殺のように無関係の市民が巻き込まれたものはない。
- 4) 五十嵐禎人「統合失調症(2)」『刑事精神鑑定ハンドブック』(中山書店、2019年) 152頁。
- 5) 五十嵐禎人「刑事責任能力鑑定の精神医学的基礎」前掲注4) 8頁。
- 6) 平野龍一『刑法総論Ⅱ』(有斐閣、1975年) 290頁など。
- 7) 五十嵐・前掲注4) 152頁。同9頁によれば、統合失調症という診断が確定しただけで、統合失調症に罹患した人による触法行為を原則として責任無能力と判定することは、現代の精神科医療の進歩や障がい者観の変化と明らかに矛盾するとされる。また、統合失調症の責任能力について3つに分け、①その中核群に属するもの(重症)は責任無能力であるが、②中等症ないし軽症は限定責任能力であり、③中等症ないし軽症であっても、犯行が幻覚妄想に関連なく、人格変化も軽症な場合は完全責任能力もありうる、とする可知論と不可知論の折衷説的な見解もある。岡江晃『統合失調症の責任能力 なぜ罪が軽くなるのか』(インプレスコミュニケーションズ、2013年) 282頁。
- 8) 浅田和茂『刑事責任能力の研究(下巻)』(成文堂、1999年) 246頁。本判決が立証責任の観点から、被告人にとって有利なA鑑定の信用性から検討すべきというのも、この趣旨を含むものといえる。
- 9) さらに本判決は、責任能力判断の前提として最決平21・12・8刑集63巻11号2829頁を引用し、「病的体験が犯行を直接支配する関係にあったのか、あるいは影響を及ぼす程度に関係にあったのかなど精神障害による病的体験と犯行との関係、本来の人格傾向と犯行との関連性の程度等を検討して、認定するのが相当」であるとしている。20年判決と、この21年決定及びそれ以降の最高裁決定(例えば、最決平27・5・25裁時1628号4頁など)をどのように整合的に理解するかについての、学説上多岐にわたる争いは、本稿では紙幅の都合上とらげない。しかし、本判決は結論として特定の鑑定意見をほぼ全面的に採用していることから、鑑定意見に従わなかった21年決定については限定的に解するものといえる。21年決定を批判的かつ限定的に解すべきとする代表的な学説として、林美月子「責任能力判断と精神鑑定」立教87号(2013年)273頁以下など。
- 10) 竹川俊也『刑事責任能力論』(成文堂、2018年) 272頁以下など。
- 11) 他害行為を行った者の責任能力鑑定に関する研究班編『刑事責任能力に関する精神鑑定書作成の手引き 平成18～20年度総括版(ver.4.0)』(2009年)3頁、同82頁によれば、犯行の計画性や合目的性などの着眼点は、あくまでも「視点」としてあげるものであり、「基準」のように扱われるべきではないとされる。https://www.m.chiba-u.ac.jp/class/shakai/jp/housystem/doc/tebiki40_100108.pdf (2023年11月5日閲覧)
- 12) 前掲京都地判令8・11・28。
- 13) 二重見当識のもとでは、「一つの場所はこの世の中に一つしかない」といった極めて常識的な判断すらも覆されることがある。例えば、精神病院に入院したての患者が、自分のいるのは病院だと認識しつつも、病院という新しい場所への非親密感や実感の欠如によって、「ここは自宅だが、病棟でもある」「自宅の中に今いる病院があればいいのだ」といった妄想のために、場所の同一性が崩壊するような場合である。加藤元一郎「精神医学的症状を神経心理学から捉える」臨床神経学52巻(2012年)1379頁。
- 14) 『現代精神医学事典』(弘文堂、2011年) 787頁。
- 15) もっとも、20年判決は二重見当識として説明すべき範囲等についてなお不明な部分が残るとして差し戻し、その差戻審で東京高判令21・5・25判時2049号150頁は、本件行為自体またはこれと密接不可分な場面において、相応の判断能力を有していたと見る余地のある事情を、いわば静的な状態説明概念に過ぎない「二重見当識」をもって説明することはできないなどとして、20年判決が尊重すべきとした専門的意見の信用性自体を否定した。行為と密接不可分な事前・事後行為までも二重見当識によって説明できるとし、それらを刑事責任能力の考慮要素から除外することとなり、最高裁の採る総合的判断手法そのものを放棄することになるとし、差戻審判決を支持するものとして、袖長光知穂『刑事精神鑑定入門』(創造出版、2022年) 81頁以下。これに対し、21年判決についてではあるが、林・前掲注9) 271頁は、「(裁判所の意向に沿わない) 鑑定を前提資料や推論過程に問題があるとする、精神鑑定が病的な部分と犯行の関連性を重視する場合には排斥され、正常と見られる部分と犯行との関係を重視する鑑定のみが採用されることになってしまう。」としてこれに反対される。
- 16) 竹川俊也「精神鑑定と責任能力——最決平21・12・8刑集63巻11号2829頁」法教514号(2023年)90頁。